

## 長寿医療制度の保険料が見直しになります

年度	対象者	国の負担軽減策
平成 20 年度	均等割額が 7 割軽減されている人	均等割額を 8.5 割軽減（均等割額が 12477 円から 6000 円に減額になる予定）
	総所得金額から 33 万円を控除した額が 58 万円以下の人	所得割額を一律 5 割軽減する予定
平成 21 年度以降	均等割額が 7 割軽減されている世帯のうち、被保険者全員が年金収入 80 万円以下の世帯	均等割額を 9 割軽減
	総所得金額から 33 万円を控除した額が 58 万円以下の人	所得金額を 5 割程度軽減する予定

今年 4 月からスタートした長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の円滑な運営を図るため、国の保険料負担軽減策が 6 月にまとまりました。

### 保険料軽減割合を拡大

今年度、次の表に該当する人は、保険料がさらに軽減されます。軽減後の保険料額は鳥取県後期高齢者医療広域連合で決定され次第、8 月以降にお知らせします。

### 保険料の支払い方法が変更

保険料を年金から引き去りさせていただいている人（10 月から引き去り予定の人も含みます）のうち、次のいずれかの要件を満たす人は、申し出により、口座振替に変更します。

● 国民健康保険の保険料を、長寿医療制度に加入する前の 2 年間確実に納付していた人

● 年金収入が 180 万円未満で、世帯主または配偶者があり、いずれかの人の口座振替により納付する人

※年金からの引き去りを中止し、口座振替に変更となる時期は、申し出の時期によって異なります。

### 問い合わせ先

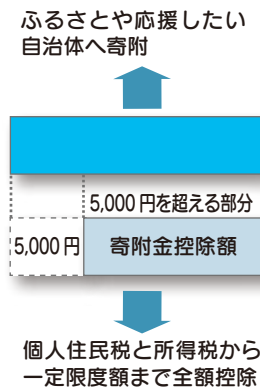
市役所 南庁舎 保険年金課 ☎（0857）20-3487 / 各総合支所 市民福祉課（16 ページ参照）

## 市外にお住まいの人にふるさと納税制度をご紹介します

本市では、ふるさと納税制度を利用して、ふるさと鳥取を応援してくださる人の寄附を全国から募集しています。同窓会などの各種会合で、市外在住のみなさんにふるさと納税をご紹介します。

### 制度のしくみ

ふるさと納税とは、納税者のみなさんが「ふるさと」と思われる地方公共団体へ寄附された場合、その金額に応じて個人住民税・所得税を軽減する制度です。地方公共団体に寄附をされた場合、寄附金額から 5000 円を差し引いた額が個人住民税・所得税から控除されます（個人住民税所得割の 1 割程度が限度額）。



### 寄附金の使途

#### 【鳥取砂丘の保全と活性化】

● 除草ボランティアや砂丘一斉清掃など、美しい鳥取砂丘を守るために使用します。

● らつきよう畑を活かした新たな観光などの事業に使用します。

● 鳥取砂丘で行うイベントな

ど、新たな魅力を県内外に情報発信していきます。

### 【その他】

● 福祉、教育、青少年育成、文化振興、地域振興などの事業に使用します。

### 寄附の方法

① 市役所に寄附申込書を電話などで請求 ↓ 寄附申込書をお送りします。

② 申込書に金額と使途を明記して市役所に郵送 ↓ 郵便振替用紙をお送りします。

③ 市役所から届いた郵便振替用紙により寄附金を郵便局で送金 ↓ 受領証明書をお送りします。

④ 市役所から届いた受領証明書を添付して、次の申告時期に確定申告を行うください。

※所得税は還付、個人住民税は税額控除されます。

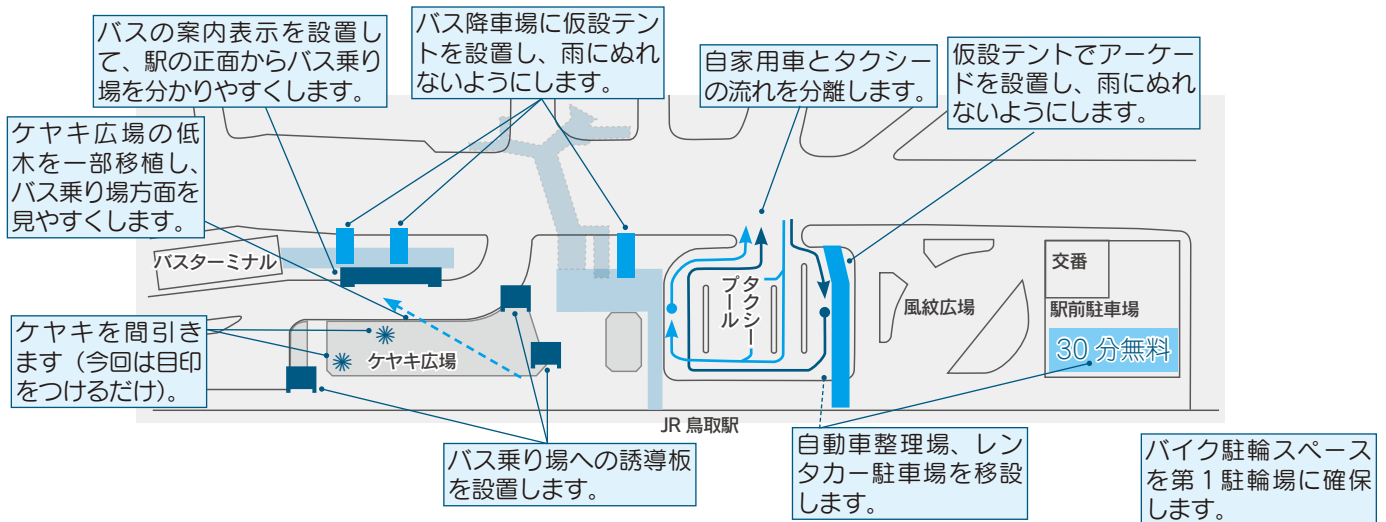
### 問い合わせ先

市役所 南庁舎 市民税課 フリーダイヤル 0120-567-210（8:30～17:30） / ホームページ <http://www.city.tottori.tottori.jp>

## 鳥取駅北口広場で「社会実験」を行います

鳥取駅北口広場を市民や来訪者のみなさんが使いやすい広場として再生するため、利便性を向上させると思われるアイデアを実験的に実施する「社会実験」を行います。鳥取駅を利用するみなさんに多様なご意見・ご要望を伺いたいと考えておりますので、ぜひこの社会実験に参加ください。

**とき** 8月21日(木)～8月27日(水)  
**ところ** 鳥取駅北口広場(バスターミナル側)  
 ※内容は変更になることがあります。詳しくは、鳥取県または鳥取市のホームページをご覧ください。  
 ※ご意見は、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかで。様式は自由です。



**問い合わせ先** 鳥取県景観まちづくり課 (〒680-8570 東町一丁目220) ☎(0857) 26-7366・FAX(0857) 26-8114・電子メール keikanmachizukuri@pref.tottori.jp / 市役所本庁舎都市計画課 (〒680-8571 尚徳町116) ☎(0857) 20-3272・FAX(0857) 20-3048・電子メール tosikei@city.tottori.tottori.jp

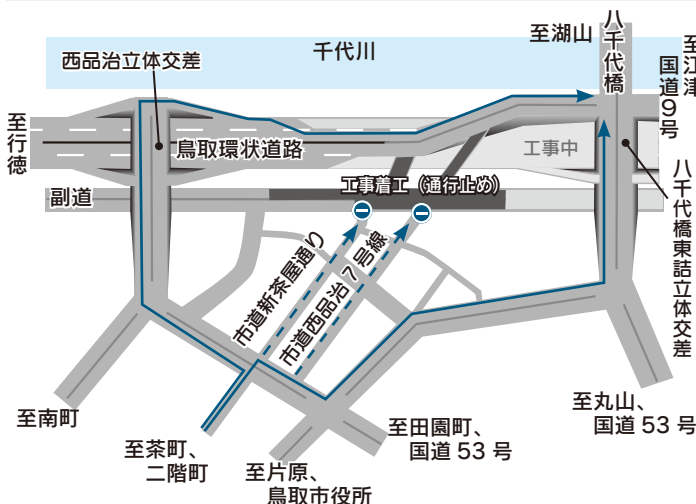
## 吉成交差点(国道29号・53号の交差点) 夜間通行止めについて



吉成交差点の立体化工事に伴い、以下の日程で夜間通行止めを行います。大変ご不便をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いします。  
**とき** 8月26日(火) 22:00～27日(水) 6:00  
 ※工事中は、主要地方道鳥取河原線、旧国道29号などをご利用ください。  
 ※悪天候の場合、予備日として27日、28日、29日を予定しています。

**問い合わせ先** 国土交通省鳥取河川国道事務所工務第二課 ☎(0857) 22-8435(代表)

## 鳥取環状道路の工事に伴う通行止めについて



鳥取環状道路の建設推進に伴い、市道西品治7号線と市道新茶屋通りから堤防道路(完成後は鳥取環状道路)への通り抜けができなくなります。市道西品治7号線は8月下旬に、市道新茶屋通りは10月上旬以降に切替工事を行いますので、それ以降は西品治立体交差または八千代橋東詰立体交差を経由して、八千代橋方面や国道9号方面に通行してください。なお、工事完了後も両路線を経由して鳥取環状道路への通行はできませんので、ご注意ください。

**問い合わせ先** 鳥取県東部総合事務所県土整備局 鳥取環状道路建設推進室 ☎(0857) 21-4725